

都市公園における自動販売機設置に係る 募 集 要 項

この募集に参加するには、事前の申込が必要です。
募集に参加希望の方は、募集要項をよくお読みになり、内容を十分
確認したうえで、ご参加ください。

【審査執行日】 令和4年12月8日(木) 13時

【審査会場】 豊橋市役所 東館9階 都市計画部会議室

【提案書の提出期限】

令和4年12月8日(木) 12時 必着

【参加申込受付期間】

令和4年11月24日(木)～令和4年11月30日(水)

午前8時30分～午後5時15分

【参加申込受付場所】

豊橋市役所 都市計画部 公園緑地課

電話 (0532) 51-2650

豊橋市 都市計画部 公園緑地課

1 自動販売機の設置場所、台数

グループ	公園数	設置台数	設置面積	販売品目	備考
D	4公園	4台	1台につき1.5㎡ (横幅1.5m×奥行1.0m)	飲料水	新規

※1 設置面積には、回収ボックスの設置面積を含みません。また、自動販売機の機種によっては、販売品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障が生じる場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

※2 必ず現地を確認し、応募してください。

※3 複数応募は可能です。

2 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、募集に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集告知の日から都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置の許可（以下「許可」という。）までの間、豊橋市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 募集告知の日から許可までの間、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 募集告知の日から過去3か年以内に、事業として自ら管理・運営する清涼飲料水等（タバコ、酒類を除く）の自動販売機を設置した実績があること。
- (6) 次に掲げる国税、愛知県税及び豊橋市税が未納でないこと。

(国税)

法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税

個人の場合：申告所得税、消費税及び地方消費税

(愛知県税)

法人の場合：法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税

個人の場合：個人事業税、自動車税

(豊橋市税)

豊橋市市税条例（昭和25年条例第25条）に規定する市税

豊橋市国民健康保険税条例（昭和33年条例第10号）に規定する国民健康保険税

3 自動販売機にあたっての条件等

- (1) 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、当該公園の自動販売機設置場所として使用する部分について、都市公園法第5条第1項の規定により、市の許可を受けて使用することになります。

- (2) 豊橋市内またはその近隣に本店、支店又は営業所を有し、故障時のメンテナンスや利用者等からのクレームに対し迅速に対応できること。
- (3) 設置した機器については自ら管理・運営をすること。
- (4) 設置場所
仕様書のとおり

(設置場所の詳細は、市担当者と協議のうえ、決定します。)

(5) 設置許可期間

許可期間は令和5年1月1日から1年間とします。事業継続に支障がない場合、1年ごと更新することはできますが、最終更新期間は、令和6年1月1日から令和6年10月31日までの10カ月とします。なお、全ての物件の設置期間は、令和6年10月31日までとし、それ以降の更新はできないものとします。

(6) 使用料

使用料は、募集により決定した金額とします。使用料については、消費税及び地方消費税の課税対象となりません。

(7) 必要経費

自動販売機の設置（日程調整、電気工事等を含む。）及び撤去に要する工事費、維持管理費、移転費等の費用の一切はすべて設置事業者の負担とします。

ただし、電気料については、最低使用料を自動販売機の稼働に係る電気料金を考慮して設定していますので、別途電気料金をお支払いいただく必要はありません。

(8) 自動販売機の仕様等

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

- ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮した機種であること。
(ヒートポンプ機能及びLED照明であること。)
- イ 新旧500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
- ウ 商品購入時に過大な音や音声を発しないものとする。
- エ 容器の種類は、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- オ 照明や表示物は、周辺景観との調和を図り、必要最小限のものとする。
- カ 外観は、公園及び周辺環境に調和したものとし、色彩は彩度6以下とすること。
- キ 設置決定事業者は、速やかに設置個所、色彩等が分かる書類を提出し、公園施設設置及び管理許可を得た後に機器を設置すること。

(9) 利用上の制限

設置期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 使用料を期限までに確実に納付すること。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、市の指示に従うこと。
- エ 販売品目は、清涼飲料水（ノンアルコールビールを除く）、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。なお、販売品の具体的な構成については、設置事業者決定後、自動販売機を設置する前に市と協議を行うこと。また、公園管理上販売品の変更が必要な場合は、市の指示に従うこと。
- オ 販売価格は、メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと。

(10) 維持管理責任

設置許可期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 販売品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、販売品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設される容器回収ボックスについては、原則設置はしないこととしますが、設置期間中に市が必要と判断した場合は、容器回収ボックス

の設置を指示する場合があります。なお、設置した容器回収ボックスについては、設置事業者の責任と費用を持って適切に回収・リサイクルしていただきます。

また、容器回収ボックスを設置した場合は、当該回収ボックスや周囲に空き缶、ゴミ等が散乱しないよう定期的に清掃等を行い、周囲の状態を良好に保つこと。

- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、自動販売機の分かりやすい箇所に連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- カ 自動販売機の機種交換を行う場合は、あらかじめ市に申し出たうえで、市の承諾を受けること。
- キ 使用済みのビンカンは、利用者が持ち帰るように周知すること。

(11)原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償や使用料の返還を豊橋市に請求することができません。

(12)売上状況の報告

設置事業者は毎月の自動販売機ごとの売上金額・売上数量等を上半期（4月1日～9月30日）の報告を10月30日、下半期（10月1日～3月31日）の報告を4月30日までに書面にて市に報告してください。

(13)許可の取り消し等

次の場合には、許可取り消し、又は設置場所や期間の変更をすることがあります。

- ア 市が公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- イ 設置者に許可の条件に違反する行為があると認められるとき。
- ウ 正当な理由なくして、設置許可の手続きに応じなかったとき。
- エ 社会的信用を著しく損なうような行為等により、設置者としてふさわしくないと市が判断したとき。

4 募集参加申込の受付

(1) 日時

令和4年11月24日（木）から令和4年11月30日（水）まで
（午前8時30分から午後5時15分まで）
※郵送の場合は、11月30日（水）必着

(2) 場所

豊橋市役所 都市計画部 公園緑地課（豊橋市役所東館9階）

(3) 提出書類（各1部）

- ア 応募申込書（様式第1）
- イ 委任状（様式第2）※委任者の印鑑証明書を添付すること。
応募申込者が、豊橋市内または近隣にある支店又は営業所等に対して、応募申込書の提出等に関する権限を委任する場合に提出すること。
- ウ 国税及び地方税に未納がないことがわかる証明書

(豊橋市税については、納税証明書を提出する必要はありませんが、応募申込書(様式第1)を提出することで豊橋市が市税の納税状況を確認することに同意するものとします。)

エ 証明書類

- ・法人の場合 履歴事項全部証明書
- ・個人の場合 住民票

(営業成績などを示す書類の提出を求めることがあります。)

※ウ及びエの証明書類は、写しの提出でも可能です。

※必要により上記以外の書類の提出を求めることがあります。

(4) 提出方法

提出の書類は、郵送又は持参にて提出してください。

(5) 質疑に関すること

質疑等がある場合は、令和4年11月24日(木)までに質疑書(様式第3)をFAXまたはメールにより送信してください。回答は令和4年11月28日(月)に公園緑地課ホームページ上に掲載します。

5 応募資格審査結果の通知

応募資格審査結果については、令和4年12月2日(金)までにメールにて通知します。

6 提案書の審査の場所及び日時

(1) 場所

豊橋市役所 東館9階 都市計画部会議室

(2) 日時

令和4年12月8日(木) 13時

- ・提案書の提出期限 令和4年12月8日(木) 12時 必着

① 提案書用封筒に厳封のうえ郵送又は持参にて提出してください。

※郵便の場合は「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」

※信書便の場合は書留郵便に準ずるもの

(信書便とは、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同法同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供するもの)

② 郵送の宛先又は持参先

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 都市計画部 公園緑地課

7 応募保証金

なし

8 提案金額

(1) 提案金額は、設置期間中の使用料の年額(12カ月分)を記入してください。

(2) 設置予定者の決定にあたっては、提案書に記載された金額をもって決定価格としますので、自動販売機設置に伴い市に納付することができる使用料の提案金額を提案書に記入してください。

9 審査および決定方法

(1) 提案書はグループごとに所定の様式(様式第4)にて作成してください。

- (2) 設置予定者の決定は、審査の結果、物件ごとに最低使用料以上の最高の価格を提案した提案者を設置予定者とします。設置予定者となる同価格の応募者が2人以上あるときは、直ちにくじによって設置予定者を決定します。
- (3) 同一物件について、1人で2人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。
- (4) 提出した提案書は書換え、引換え、又は撤回することはできません。
- (5) 提案金額はアラビア数字（算用数字）で記載してください。
- (6) 次のいずれかに該当する提案は、無効とします。
 - ア 豊橋市契約規則（昭和39年規則第11号）第39条第1号から第7号に該当する提案
 - イ 応募申込書を提出していない者のした提案
 - ウ 提案書の金額を訂正したもの
 - エ 虚偽の事実を記載した者のした提案
 - オ 担当職員の指示に従わなかった者の提案
- (7) 提案が無効になった者は、再度審査には参加できません。
- (8) 審査は、応募者が1者の場合でも実施します。

10 審査の中止

不正な提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、審査を中止、又は審査日を延期することがあります。

11 設置許可の手続き

設置予定者には、都市公園法第5条第1項による公園施設（売店）の設置の許可を受けていただきます。市から公園施設設置及び管理許可申請書を郵送しますので、指示に従い速やかに申請手続きを行ってください。
申請書の提出後、所定の手続きを経て、許可証を交付します。

12 使用料の納付

使用料は許可時及び年度始期に、当該年度に属する月分の使用料を月割計算により、その都度発行する納入通知書により、市が指定する期日までに一括で納入していただきます。また、許可期間始期から営業開始できなかつた場合でも当該年度分の使用料を納付していただきます。既に納付した使用料は返還しません。

13 問い合わせ先

豊橋市 都市計画部 公園緑地課 担当：井土
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
電話（0532）51-2650 FAX（0532）56-1230
メールアドレス koenryokuchi@city.toyohashi.lg.jp